

# 療育手帳のご案内

## ■療育手帳とは

この手帳は知的障がいのある方の負担を軽減し、福祉サービスを受けるときに必要となるものです。障がい程度に応じた等級がA1からB2の4種類まであり、変化があったときは等級変更の申請ができます。



### 手帳の程度区分

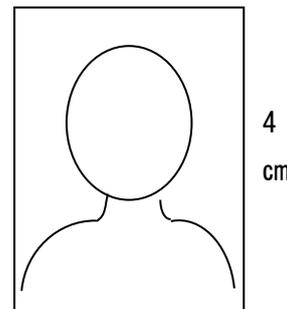
A1	重度の知的な遅れ
A2	中度の知的な遅れがあり、身体障害者手帳の1～3級を所持している場合
B1	中度の知的な遅れ
B2	軽度の知的な遅れ

## ■申請手続き



- 以下の必要書類等（申請に必要なもの参照）を上田市役所に提出してください。
- 平成28年7月1日から、障害者手帳申請書に個人番号の記入が必要となりましたので、記入欄に個人番号を記入して提出してください。
- 新規申請時には、写真が1枚必要です。写真は、縦4cm×横3cmのサイズで、申請時から3か月以内に撮影した、申請者本人のみの正面・脱帽の上半身の写真とし、裏面には氏名を記入してください。
- 申請は、原則として本人が行いますが、家族や関係者が代行することもできます。

3cm



## ■申請に必要なもの



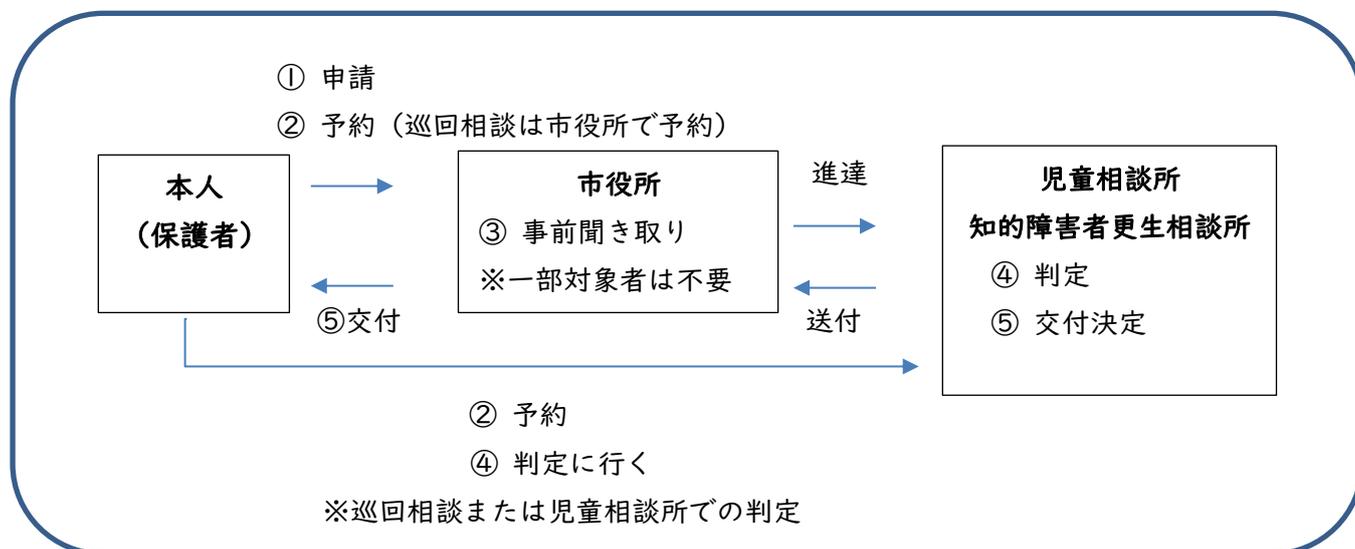
	必要書類	備考
必須	療育手帳交付申請書	個人番号を記入
必須	上記で記載した個人番号を確認するための書類	「個人番号の確認」及び「身元の確認」
必須	写真	縦4cm×横3cm 申請者本人・正面・脱帽・無背景の上半身写真 裏面に氏名を記入
場合による	診断書	任意様式。2歳未満、18歳以上は必須

## ■申請の流れ



- ① ご本人（保護者）が療育手帳交付申請書及び顔写真を市役所窓口に提出します。
- ② 判定日を予約します。判定は、上田市内での判定（巡回相談）か、長野市の児童相談所（知的障害者更生相談所）での直接判定があります。児童相談所での直接判定を希望する場合は、ご本人（保護者）と児童相談所が相談のうえ、判定日を決めます。
- ③ 市役所での聞き取りを行います。（18歳未満の児童相談所直接判定の場合は不要）
- ④ 判定を実施します。
- ⑤ 判定後、市町村経由で療育手帳交付の案内をいたします。

※交付決定後、まずは郵送にて交付決定通知書をお送りします。療育手帳については、市役所窓口でのお渡しとなります。該当する制度については、手帳お渡し時にご案内します。



## ■その他留意事項

- ・ 18歳未満の方については、発達期のため、1年～5年ごとに児童相談所で障害程度の確認（再判定）をします。（数か月前に市役所から再判定日を郵送で案内いたします）療育手帳に「次の判定年月」が記入されていますので、再判定をしないと手帳が使えなくなることがあります。
- ・ 療育手帳をなくしたり、汚れてしまった場合は、写真を添付し再交付申請をしてください。
- ・ 手帳に記載されている住所や氏名に変更があった場合は、市役所で手続きが必要です。

## ■問い合わせ先

上田市福祉部障がい者支援課	TEL 0268-23-5158（直通）
丸子地域自治センター市民サービス課福祉担当	TEL 0268-42-1118（直通）
真田地域自治センター市民サービス課福祉担当	TEL 0268-72-2203（直通）
武石地域自治センター市民サービス課福祉担当	TEL 0268-85-2068（直通）